２０２６ 年度

本宮七丁目町内会　総会資料

書面決議日　　令和８年３月２９日(日)

議　案

・第１号議案　　２０２５年度　活動報告について　……　1　頁
・第２号議案　　２０２５年度　決算報告について　……　3　頁

・第３号議案　　２０２６年度　活動計画について　……　5　頁
・第４号議案　　２０２６年度　町内会費について　……　6　頁
・第５号議案　　２０２６年度　予算について　……　7　頁

・第６号議案　　２０２６年度　役員、班長について　……　8　頁
・第７号議案　　２０２６年度　自主防災隊組織編制表　……　9　頁

・付録　　本宮七丁目町内会会則　……　10　頁
　　本宮七丁目町内会自主防災隊規約　……　12　頁

<注意>
各議案頁には、【議案番号】や【(案)】などの表示をしておりません
また、否決議案があった場合は早急にお知らせいたします

町内会Webサイト https://motomiya7-morioka.com

本宮七丁目町内会

２０２５年度　活動報告

活動組織等	活動内容等	実施日	場所・備考
町内会	町内会総会(文書決議)	2025.03.23	
	班長会議①	2025.04.02	活動センター
	班長会議②	2025.10.08	活動センター
	会計監査	2026.02.14	活動センター
	町内会総会(文書決議)	2026.03.29	(2026年度)
町内会　稲荷公園清掃	① (3班)	2025.04.06	
	② (4班･6班)	2025.05.11	
	③ (5班･7班･8班･子供会)	2025.06.01	(花壇植栽)
	④ (1班･3班)	2025.07.06	
	⑤ (2班･4班)	2025.08.03	
	⑥ (5班･6班)	2025.09.07	
	⑦ (2班･3班)	2025.10.05	
	⑧ (1班･子供会)	2025.11.02	(球根植)
	⑨ (7班･8班)　落葉清掃	2025.11.30	イオンモール盛岡南店南側歩道
本宮地区福祉推進会	運営委員会･本宮地区町内会連絡協議会	2025.04.17	活動センター
	総会	2025.04.26	活動センター
	運営委員会･本宮地区町内会連絡協議会	2025.06.04	活動センター
	運営委員会･本宮地区町内会連絡協議会	2025.07.23	ビバテラス
	シルバーメイト会議	2025.08.08	活動センター
	運営委員会･本宮地区町内会連絡協議会	2025.09.17	活動センター
	運営委員会･本宮地区町内会連絡協議会	2025.11.26	活動センター
	新年交賀会	2026.01.17	ベルヴィ盛岡
	運営委員会･本宮地区町内会連絡協議会	2026.03.11	活動センター
ゆいっこセンター祭り	ゆいっこセンター祭り～10/12	2025.10.11	活動センター　(10.9準備)
防犯･防災研修	防犯･防災研修	2025.05.29	活動センター
盛岡市まちづくり懇談会	本宮地区	2025.09.02	活動センター
本宮地区きれいなまち推進懇談会	本宮地区きれいなまち推進懇談会	2025.07.11	活動センター
盛岡盛南地域安全協会	定期総会	2025.04.18	本宮消防センター
消防１２分団後援会	会計監査･役員会	2026.01.28	１２分団
	総会	2026.02.21	１２分団
本宮小学校区教育振興協議会	評議員会	2025.05.15	本宮小
	評議員会	2025.10.22	本宮小
	本宮小学校『本宮の教育を語る会』	2025.10.31	本宮小
	実践発表会	2026.01.21	本宮小
大宮中学校区教育振興協議会	大宮中学校区教育振興協議会	2025.05.28	大宮中

◎町内会全体として

当町内会は世帯数が少ないですが、困った時には支え合い、助け合う町内会をめざしております。

盛岡市や本宮地区の行事等を上手く活用し町内会活動の効率化を図り、関係組織の協力を得ながら活動しております。　これらの事は毎年度の継続事項とします。

各部の報告は次の通りです。

◇事業部

(1)ゴミステーションの管理・きれいな街づくりとごみ減量・資源再利用の促進

(2)防犯・交通安全対策の実施

(3)高齢者宅の除雪応援及び独居者への声かけ

(4)ゆいっこセンターまつり(本宮文化祭)への参加・協力

(5)本宮地区や大宮中の体育系行事への参加・協力

◇総務部

(1)回覧・配布等の対応

(2)町内会事務処理等

(3)町内会Webサイトの運用・情報更新、保守

２０２５年度　逝去者名（敬称略）

班	氏　名	逝去月
５班	大 森　ミ ヤ	６ 月
４班	原 田　陽 子	６ 月
２班	工 藤　優 美	10 月

２０２５年度　　本宮七丁目町内会　決算報告書

１．収入

期間：R07.2.1～R08.1.31　　単位：円

科　目	予　算	決　算	適　　用　　（内訳等）	内訳金額
繰越金	1,505,019	1,505,019		
町内会費	513,000	567,699	集金分(班長)　　※戸建住宅分	309,200
			口座振込分(管理会社等)　　※集合住宅分	258,499
補助金	82,100	72,200	盛岡市協働推進奨励金 (基本 49,200 +公園管理 24,500 +ゴミ管理 3,600 +育成会 8,000 -公園愛護会 1,225 -市子連会費 2,000 -市町連会費 9,900)　計 72,175 ※ 100円未満切上	72,200
その他	5,081	1,635		-
			預金利息	1,635
合計	2,105,200	2,146,553		

２．支出

期間：R07.2.1～R08.1.31　　単位：円

科　目	予　算	決　算	適　　用　　（内訳等）	内訳金額
事業費	60,000	6,211	飲食費用(会議・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・他)	6,211
小中学補助金・入学卒業祝金	84,000	81,000	本宮小学校 本宮七丁目地区子供会育成会 へ補助 (盛岡市 子供会育成費8,000-市子連会費2,000=6,000 含)	35,000
			大宮中学校 本宮七丁目地区PTA へ補助	25,000
			小学校入学祝	6,000
			中学校卒業祝	15,000
慶弔費	60,000	29,000	香典	9,000
			お見舞い	-
			米寿祝	20,000
			出産祝	-
環境・備品費	90,000	86,606	ゴミステーション土地賃借料 (20,000円 × 2 (第1,第3))	40,000
			修理代(防犯灯・塗料) 環境整備(防災、防犯グッズ・他) 公園(腐葉土)	14,239
			公園清掃(ゴミ袋・参加者へお茶配布)	23,904
			備品	8,463
負担金・募金 (各町内会への割当等)	119,500	107,900	盛岡市 町内会連合会　(市奨励金より支出 9,900)	-
			盛岡市 保健推進員協議会会費	1,000
			本宮地区 保健推進員協議会協賛金	-
			盛岡市 社会福祉協議会会費	30,000
			本宮地区 町内会連絡協議会会費	11,000
			本宮小学校区 教育振興協議会町内会協力金	3,000
			盛南地域 安全協会助成金	9,900
			消防12分団後援会 負担金	23,000
			赤十字活動資金(日赤盛岡地区)	15,000
			赤い羽根募金	15,000
渉外費(交際費) (参加に応じて負担)	37,000	24,000	本宮地区福祉推進会新年交賀会	24,000
			本宮地区福祉推進会懇親会	-
			消防12分団後援会総会懇親会等	-
事務費・諸経費	40,000	21,593	文房具(コピー代、印刷代、インク、封筒、用紙)　他	6,791
			総会資料等作成(文書等PC入力)費用	-
			町内会Webｻｲﾄ(ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ)ﾚﾝﾀﾙｻｰﾊﾞｰ費用等	14,802

(つづき)

科　目	予　算	決　算	適　　用　　(内訳等)	内訳金額
御礼・功労等	51,000	33,000	御礼・表彰	-
			功労金 R6まで保健推進員 10,000　R6まできれいなまち推進員 10,000	20,000
			盛岡市委嘱委員謝礼 3,000×3 会計監査謝礼 R6年度分＋R7年度分 (2,000×2)	13,000
活動手当等	209,000	209,000	会長 30,000　　副会長 10,000	209,000
			事業部長 15,000×2　総務部長 (会計 15,000　庶務 45,000)	
			班長 5,000×8　　副班長 3,000×8	
			防災隊長 10,000　副隊長 5,000	
積立	500,000	500,000	将来の多額支出に備えて　(ｺﾞﾐｽﾃｰｼｮﾝ等)	500,000
予備費	854,700	-		-
合計	2,105,200	1,098,310		

３．繰越金　（次年度へ）

収入合計＝　2,146,553円　　支出合計＝　1,098,310円　　繰越金＝　1,048,243円

４．積立金　残高

東北銀行　定期預金　　500,000 円
(令和８年１月末現在)

監査報告

令和 ８ 年 ２ 月 １４ 日に町内会から提出された２０２５年度本宮七丁目町内会収支決算書について監査の結果、適正かつ正確に処理されていることを報告いたします。

令和　　年　　月　　日　　監事

２０２６年度活動計画について

◎基本方針

当町内会は世帯数が少ないですが、困った時には支え合い、助け合う町内会をめざします。
盛岡市や本宮地区の行事等を上手く活用し町内会活動の効率化を図り、各会員が楽しく
生活できるよう、お手伝いしたいと考えます。

○各部の活動計画

◇事業部

(1)ゴミステーションの管理・きれいな街づくりとごみ減量・資源再利用の促進
(2)防犯・交通安全対策の実施
(3)高齢者宅の除雪応援及び独居者への声かけ
(4)ゆいっこセンターまつり(本宮文化祭)への参加・協力
(5)本宮地区や大宮中の体育系行事への参加・協力

◇総務部

(1)回覧・配布等の対応
(2)町内会事務処理等
(3)町内会Webサイトの運用・情報更新、保守

○自主防災隊活動計画

(1)防災用品等の点検
(2)防災訓練等への参加・周知

○お知らせ

(1)冬季の除排雪について

高齢者世帯等で除雪が困難な場合は、町内会役員に相談して下さい。
すぐには対応できないかもしれませんが、支援致します。

(2)出産祝いについて

令和５年度から『出産祝』を差し上げることにしていました。お祝い金は壱万円です。
(該当世帯からの申出を基本とします)

(3)老人クラブへの加入・補助

本宮七丁目町内会には”老人クラブ”がありませんので、加入希望の場合は本宮地区の
他の町内会関連の”老人クラブ”に加入していただきます。
加入に伴う”老人クラブ”会費は自己負担となりますが、該当”老人クラブ”へ若干の補助金を
当町内会からお出しします。
”老人クラブ”から当町内会への請求により、補助金を支出します(一名当り 1,000 円/年 想定)

～参考～　本宮地区　老人クラブ一覧　(実際の加入手続き等はお問合せ下さい)

	老人クラブ名称	関連町内会名	会員数	年会費
1	本宮１丁目にこにこ会	本宮一丁目	100	1,000
2	本一寿敬会	本宮第一・向中野３丁目	35	3,000
3	大宮本三会	大宮	70	1,200
4	本四寿会	本宮西	40	2,400
5	明寿会	道明	40	1,500
6	向中野高砂会	向中野・向中野南	95	3,600
7	鶴寿会	鶴子	35	2,000

(4)副班長制度の廃止

今年度より副班長制度は廃止します(班長会議で決議したもの)

２０２６年度　町内会費について

会則第14条の規定に基づき２０２６年度の会費の額、
納付の方法及び預金の預け入れ先について下記のとおりとします。

① 会費は班長が取りまとめ預け入れ先へ納入する。

② 会員の会費は　**月額２５０円**　とし、
上半期 1,500円　　を　4月末までに、
下半期 1,500円　　を　10月末までに本会に納入することとする。

③ 中途加入会員の会費は、入会届とともに加入の翌月分から納入する。

④ 中途退会会員の会費は、退会月の翌月分から前納分を返納する。

⑤ 会費の預け入れ先を次の通りとします
金融機関　　東北銀行　盛南プラザ支店
口座種別　　普通
口座番号　　５００８１９１
口座名義　　本宮七丁目町内会

※　各年度の予備費の妥当額を 50~100万と設定し、著しくかけ離れた額となる場合は、町内会会費の**増減について検討**していきます。
(各年末頃の状況により、役員会・班長会議の場で検討する)

２０２６年度　　本宮七丁目町内会　予算

１．収入

単位：円

科　目	前年度決算	予　算	適　　用　　（内訳等）	内訳金額
繰越金	1,505,019	1,048,243		
町内会費	567,699	550,000	集金分(班長)　　※戸建住宅分	300,000
			口座振込分(管理会社等)　　※集合住宅分	250,000
補助金	72,200	72,200	盛岡市協働推進奨励金 (基本 49,200 +公園管理 24,500 +ゴミ管理 3,600 +育成会 8,000 -公園愛護会 1,225 -市子連会費 2,000 -市町連会費 9,900)　計 72,175 ※ 100円未満切上	72,200
その他	1,635	6,557	町内会行事(開催時) 参加自己負担金	5,000
			預金利息	1,557
合計	2,146,553	1,677,000		

２．支出

単位：円

科　目	前年度決算	予　算	適　　用　　（内訳等）	内訳金額
事業費	6,211	60,000	町内会親睦会等行事費用・飲食費用(会議・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・他)	60,000
小中学補助金・入学卒業祝金	81,000	90,000	本宮小学校 本宮七丁目地区子供会育成会 へ補助 (盛岡市 子供会育成費8,000-市子連会費2,000=6,000 含)	35,000
			大宮中学校 本宮七丁目地区PTA へ補助	25,000
			小学校入学祝・中学校卒業祝	25,000
			(本宮七丁目町内会員が所属する)老人クラブへ補助	5,000
慶弔費	29,000	50,000	香典・お見舞い・米寿祝・出産祝	-
環境・備品費	86,606	100,000	ゴミステーション土地賃借料 (20,000円 × 2 (第1,第3))	40,000
			修理代(防犯灯・塗料) 環境整備(防災、防犯グッズ・他) 公園(腐葉土)	20,000
			公園清掃(ゴミ袋・参加者へお茶配布)	30,000
			備品	10,000
負担金・募金 (各町内会への割当等)	107,900	108,000	盛岡市 町内会連合会　(市奨励金より支出 9,900)	-
			盛岡市 保健推進員協議会会費	1,000
			本宮地区 保健推進員協議会協賛金	-
			盛岡市 社会福祉協議会会費	30,000
			本宮地区 町内会連絡協議会会費	11,000
			本宮小学校区 教育振興協議会町内会協力金	3,000
			盛南地域 安全協会助成金	10,000
			消防12分団後援会 負担金	23,000
			赤十字活動資金(日赤盛岡地区)	15,000
			赤い羽根募金	15,000
渉外費(交際費) (参加に応じて負担)	24,000	35,000	本宮地区福祉推進会新年交賀会	35,000
			本宮地区福祉推進会懇親会・消防12分団後援会総会懇親会等	-
事務費・諸経費	21,593	30,000	文房具(コピー代、印刷代、インク、封筒、用紙、他)	15,000
			町内会Webｻｲﾄ(ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ)ﾚﾝﾀﾙｻｰﾊﾞｰ費用等	15,000
御礼・謝礼等	33,000	31,000	御礼・表彰	20,000
			会計監査謝礼 2,000　盛岡市委嘱委員謝礼 3,000×3	11,000
活動手当等	209,000	185,000	会長 30,000　　副会長 10,000	185,000
			事業部長 15,000×2　総務部長 (会計 15,000　庶務 45,000)	
			班長 5,000×8　　(副班長制度は廃止)	
			防災隊長 10,000　副隊長 5,000	
積立	500,000	-	将来の多額支出に備えて積立	-
予備費	-	988,000		-
合計	1,098,310	1,677,000		

3．参考(積立金 残高)

東北銀行　定期預金　　500,000 円　　(増減なし)

本宮七丁目町内会　会則

第１章　総　則

（名称及び事務所）

第１条　本会は本宮七丁目町内会（以下本会という）と称し、事務所を会長の指定する所に置く。

（会員及び構成）

第２条　本会の会員は本宮七丁目地内に居住する世帯またはこれに準ずる者とし、会員は班を構成する。

（目的）

第３条　本会は会員相互の親睦につとめ、社会福祉を増進し地域社会の発展を図ることを目的とする。

（事業及び事業年度）

第４条　本会は前条の目的を遂行するため次の事項について事業を行う。

事業年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

但し、会計(収入･支出)について2月及び３月分は翌事業年度に組入れる。

1　教育文化に関する事項
2　健康増進及び保健衛生に関する事項
3　社会福祉に関する事項
4　生活環境整備、防犯、及び交通安全に関する事項
5　その他目的遂行に必要な事項

（組織）

第５条　本会の事業運営のため、次の部を置く。

1　事業部　環境・文化・体育　担当
2　総務部　会計・庶務　担当

第２章　役　員

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

1　会長　１名
2　副会長　１名
3　事業部長　若干名
4　総務部長　若干名
5　会計監事　若干名

（役員等の選任）

第７条　本会の役員は次の方法により選任する。

また、役員の他に会務を円滑に遂行するため班長、係を選任する。

1　役員は総会において選出する。
2　班長は当該班において選任する。
3　係は必要に応じて会長が選任する。

（任期）

第８条　役員等の任期は次の通りとする。

1　役員の任期は１年とし、連続して再任する場合は３期３年までを目安とする。
2　班長など、係の任期は１年とし、班長以外の係は再任を妨げない。
3　市から委嘱された係は委嘱期間とする。
4　役員、係の欠員補充にあたっては、前任者の残任期間とする。

（任務）

第９条　役員等の任務は次の通りとする。

1　会長は本会を代表し、会務の一切を統括する。
2　副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
3　部長は第５条に定める部の事業を遂行する。
4　会計監事は本会の会計を監査し、総会において報告する。
5　班長は当該班の会務を統括し、事業の遂行にあたる。
6　係は担当する業務を遂行する。

7　第５条に定める部の業務を次の通りとする

１）事業部　環境担当…環境美化保全、防犯、交通安全に関する活動
文化担当…教養文化、福祉、保健衛生、行事企画に関する活動
体育担当…健康、体育、行事企画に関する活動

２）総務部　会計担当…会計に関する事務処理全般
庶務担当…回覧・配布・掲示に関する事務処理全般

会議企画・資料作成・上記を含む会務全般については役員で分担・協力する。

第３章　会　議

（会議）

第１０条　本会の会議は総会、役員会、班長会とする。
開催は次の通りとし、会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、
議事は出席者の過半数をもって決する。

1　定時総会は毎年１回開催し書面による決議を原則とする。
但し必要に応じて招集による会議も開催できるものとし
会議開催の場合は書面決議に優先する提案等を審議し
提案等が無い場合は書面決議内容の説明会とする。

2　臨時総会、役員会、班長会議は必要に応じ会長が招集する。
但し各会議とも構成員の過半数の要求があった場合はこの限りでない。

（会議の構成）

第１１条　会議の構成は次の通りとする。

1　総会は会員により構成する。
2　役員会は役員で構成する。
3　班長会は役員及び班長で構成する。

（会議の任務）

第１２条　会議の任務及び付議事項は次の通りとする。

1　総会は本会の最高議決機関であり、次の事項は総会で決議する。
１）　会務の報告に関する事項
２）　予算及び決算に関する事項
３）　事業計画及び事業遂行に関する事項
４）　会則その他諸規則の制定改廃に関する事項
５）　役員の選出に関する事項
６）　その他重要事項

2　役員会は執行機関であり、次の事項を付議執行する。
１）　総会に付議すべき事項
２）　総会の委任に基づく事項
３）　その他会長が必要と認めた事項

3　班長会は総会、役員会の決定事項の具体化と、
次期総会までの期間に決議を要する事項を付議執行する。

第４章　会計 及び 会費

（会計）

第１３条　本会の会務を遂行するための経費は、
会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

（会費）

第１４条　本会の会費は世帯別に本会に納付しなければならない。会費の金額は総会の決議による。

（活動手当）

第１５条　本会の会務遂行を円滑にするため、役員等に手当を支給する。手当の金額は総会の決議による。

第５章　細　則

（細則）

第１６条　この会則の他に必要に応じて細則を定める。

附則　1.　この会則は令和６年３月２４日より施行する。（全改定）

本宮七丁目町内会自主防災隊規約

（名　　称）

第１条　この組織は本宮七丁目町内会自主防災隊（以下「本防災隊」）と称する。

（目　　的）

第２条　1　本防災隊は本宮七丁目町内会（以下「本町内会」）として地震・火災・風水害・雪害等の災害（以下「災害等」）に備える活動並びに災害発生時に町内会員の生命、財産を守るための応急的な活動を行うことを目的とする。

2　本宮七丁目町内会会員は各自の生命・財産を守るために、常に身の回りを点検整備し平常時から災害発生に備えることとする。

（活動拠点）

第３条　本防災隊の活動拠点は、平常時は防災隊長宅に置き、災害等が発生したときは防災隊長が指定した場所に置くこととする。

（活動組織）

第４条　1　本防災隊の防災隊長は、本町内会総会において選出し、防災隊長が任命する副隊長並びに組織編成表により組織する。また、隊長・副隊長の任期は特に設定しない。

2　本防災隊に情報統括部と現場活動部を設けて活動する。

（活　　動）

第５条　本防災隊は次の活動を行う。

1　防災に関する知識の普及及び訓練の実施
2　災害予防のための危険箇所の点検把握と改善処置
3　災害発生時における被災者の救出と初期消火等の初動活動
4　災害発生時における地域防犯活動
5　災害情報の把握伝達と行政機関が設置する対策本部との連携
6　災害の状況に応じ、防災福祉マップにより要援護者等の避難誘導
7　給食、給水などの生活支援活動
8　その他の応急的な防災活動

（招集の基準と連携）

第６条　本防災隊は災害の状況を早急に把握し対応するため、非常招集の基準を次の通りとする。

1　地震については、震度5以上により甚大な被害が生じたとき。
2　火災については、初期消火と被災者の安否確認又は救出をしなければならないとき。
3　その他風水害などにより被災したとき。
4　災害情報については、行政機関が設置する対策本部、消防署等に速やかに通報するとともに連携を密にして活動する。

（避難場所）

第７条　緊急の場合、一時避難場所について次の通りとする。

1　１班～６班　みんなの稲荷公園
2　７・８班　　下鹿妻北近隣公園

（組織編成表）

第８条　本防災隊の組織編成表は別表の通りとする。

（運営・経費）

第９条　1　本防災隊の運営については、本町内会の役員会において協議し決定する。
2　本防災隊が必要とする経費は、本町内会予算をもって充当する。
3　本防災隊の隊長・副隊長に活動手当を支給する。手当の金額は本町内会総会の決議による。
4　その他この規約に定めない状況が生じたときは、本町内会の役員会において協議し決定する。

付　則　1　この規約の制定・改廃は本町内会において定める。
2　この規約は令和４年３月２７日より実施する。
3　この改正は令和６年３月２４日より実施する。(班の呼称変更による第７条の訂正)